あきる野市採石事業指導要綱に基づく公害防止及び環境保全対策遂行協議会　資料２
（令和８年９月２５日）

「採石事業に伴う公害防止及び環境保全対策協定書」新旧対照表

（下線は改正部分）

改定案	現行
あきる野市（以下「甲」という。）と株式会社　エコワス（以下「乙」という。）は、東京都あきる野市養沢字奥養沢１５８９番地外３筆において、乙が採石事業を行うに当たり、公害を防止し、環境の保全を図るため次のとおり協定を締結する。	あきる野市（以下「甲」という。）と株式会社　エコワス（以下「乙」という。）は、東京都あきる野市養沢字奥養沢１５８９番地外３筆において、乙が採石事業を行うに当たり、公害を防止し環境の保全を図るため次のとおり協定を締結する。
（基本的事項） 第１条　乙は、公害を防止し、地域住民の健康と安全を守り、生活及び自然環境（以下「環境」という。）の保全を図るため、この協定、環境関係法令等を遵守しなければならない。	（基本的事項） 第１条　乙は、公害を防止し、地域住民の健康と安全を守り、生活及び自然環境（以下「環境」という。）の保全を図るため、この協定、環境関係法令等を遵守しなければならない。
（公害防止及び環境保全対策） 第２条　乙は、採石事業を行うに当たっては、別紙採石事業に伴う公害防止及び環境保全対策を実施しなければならない。	（公害防止及び環境保全対策） 第２条　乙は、採石事業を行うに当たっては、別紙採石事業に伴う公害防止及び環境保全対策を実施しなければならない。
（公害発生時等の措置） 第３条　乙は、採石事業に伴い、公害が発生したとき又はそのおそれがあると甲又は乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止等必要な措置を講ずるとともに、関係機関へ速やかに通報しなければならない。 ２　乙は、前項の必要な措置を講じた後、甲と協力して調査を行いその原因が乙の責めに帰すると認められるときは、乙は誠意をもって速やかにその問題を解決しなければならない。 ３　乙は、採石事業に伴う住民等からの公害等に関する苦情があったときは、その処理に誠意をもって対応しなければならない。	（公害発生時等の措置） 第３条　乙は、採石事業に伴い、公害が発生したとき又はそのおそれがあると甲又は乙が判断したときは直ちに操業の短縮、停止等必要な措置を講ずるとともに、関係機関へ速やかに通報しなければならない。 ２　乙は、前項の必要な措置を講じた後、甲と協力して調査を行いその原因が乙の責めに帰すると認められるときは、乙は誠意をもって速やかにその問題を解決しなければならない。 ３　乙は、採石事業に伴う住民等からの公害等に関する苦情があったときは、その処理に誠意をもって対応しなければならない。
（立入調査） 第４条　乙は、この協定の実施に伴い、甲が必要と認めるときは、甲の職員、あきる野市採石事業指導要綱に基づく公害防止及び環境保全対策遂行協議会設置要綱（平成７年あきる野市通達第８５号）に基づく委員及び甲が必要と認める者が行う立入調査に協力しなければならない。	（立入調査） 第４条　乙は、この協定の実施に伴い、甲が必要と認めるときは、甲の職員、あきる野市採石事業指導要綱に基づく公害防止及び環境保全対策遂行協議会設置要綱（平成７年あきる野市通達第８５号）に基づく委員及び甲が必要と認める者が行う立入調査に協力しなければならない。
（協力） 第５条　乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境の保全に必要な指導、調査、研究、情報公開等に協力しなければならない。 ２　乙は、甲の求めに応じ、資料その他必要な情報等を提供しなければならない。	（協力） 第５条　乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境の保全に必要な指導、調査、研究、情報公開等に協力しなければならない。 ２　乙は、甲の求めに応じ、資料その他必要な情報等を提供しなければならない。
（施設の新設等の協議） 第６条　乙は、採石事業に関連する施設を新設、増設又は変更しようとする場合は、事前に甲と協議しなければならない。	（施設の新設等の協議） 第６条　乙は、採石事業に関連する施設を新設、増設又は変更しようとする場合は、事前に甲と協議しなければならない。

（情報の公開） 第７条　甲は、乙の採石事業に伴う騒音、水質汚濁、大気汚染等の公害防止に関する資料及び環境の保全に関する資料並びに乙から甲に報告された関係書類を必要に応じて公開することができるものとする。 （運搬車両台数等の報告） 第８条　乙は、毎月の採石等（廃土廃石及び残土を含む。）を運搬する車両台数及び搬入搬出量について、翌月１０日までに甲へ報告しなければならない。 （関連企業等に対する責務） 第９条　乙は、乙以外の事業に従事する者に対して、この協定に定める事項の措置が講じられるように監督及び指導をしなければならない。 （違反時の措置） 第１０条　甲は、乙がこの協定に定める事項に違反した場合は、甲は乙に対して期限を定めて必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。 （協定期間） 第１１条　この協定の期間は、協定の締結日から乙の行う採石事業終了の日までとする。 （協議） 第１２条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。 この協定の締結に伴い、平成１８年５月１０日に締結した協定は廃止する。 この協定の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。 令和８年　　月　　日 東京都あきる野市二宮３５０番地 甲　東京都あきる野市 あきる野市長　臼　井　　建 東京都立川市柴崎町３－１３－１９ 乙　株式会社　エコワス 代表取締役　森屋　光石	（情報の公開） 第７条　甲は、乙の採石事業に伴う騒音、水質汚濁、大気汚染等の公害防止に関する資料及び環境の保全に関する資料並びに乙から甲に報告された関係書類を必要に応じて公開することができるものとする。 （運搬車両台数の報告） 第８条　乙は、毎月の採石を運搬する車両台数及び採石の搬出量について、翌月１０日までに甲へ報告しなければならない。 （関連企業等に対する責務） 第９条　乙は、乙以外の事業に従事する者に対して、この協定に定める事項の措置が講じられるように監督、指導しなければならない。 （違反時の措置） 第１０条　甲は、乙がこの協定に定める事項に違反した場合は、甲は乙に対して期限を定めて必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。 （協議） 第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。 この協定の締結に伴い、平成１７年２月１６日に締結した協定は廃止する。 この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。 平成１８年５月１０日 東京都あきる野市二宮３５０番地 甲　東京都あきる野市 あきる野市長　田中　雅夫 東京都昭島市拝島町３－２－２５ 乙　株式会社　エコワス 代表取締役　森屋　光石